

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項の規定に基づき、同項に定める特定個人情報保護評価書を次のとおり公示します。

令和5年7月10日

京都市長 門川 大作

1 評価書の名称

京都市 住民基本台帳事務 全項目評価書

2 評価書に対する意見の提出

上記1の評価書に意見がある方は、次のとおり意見を提出できます。

(1) 受付期間

令和5年7月10日から同年8月9日まで（必着）

(2) 提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、次の提出先に提出

（提出先）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当 宛て

（FAX：075-213-0321）

（E-mail：shimadokikaku@city.kyoto.lg.jp）

(3) 意見の取扱い

ア 個別の意見に対する回答は行いません。

イ 意見の提出において収集した個人情報は、法令を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

3 その他

(1) インターネット（京都市ホームページ）のほか、区役所・支所、情報公開コーナー及び地域自治推進室においても、評価書の閲覧等ができます。

(2) 上記2の手続を経たうえで、京都市情報公開・個人情報保護審議会から意見を聴取し、国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、公表します。

（文化市民局地域自治推進室）